



一、本協会の組織は、労働者及び労働者の代表者により組織され、労働者の利益を代表し、労働条件の改善を期すこととする。

二、本協会は、労働者の代表者及び労働者の代表者を選出する。

三、本協会は、労働者の代表者及び労働者の代表者を選出する。

四、本協会は、労働者の代表者及び労働者の代表者を選出する。

五、本協会は、労働者の代表者及び労働者の代表者を選出する。

六、本協会は、労働者の代表者及び労働者の代表者を選出する。

七、本協会は、労働者の代表者及び労働者の代表者を選出する。

八、本協会は、労働者の代表者及び労働者の代表者を選出する。

九、本協会は、労働者の代表者及び労働者の代表者を選出する。

十、本協会は、労働者の代表者及び労働者の代表者を選出する。

昭和二十四年四月十一日

入山 製 法

覺 書

今般島田ゴム製造所争議ニ關シ勞資双方共協議ノ結果茲ニ圓滿解決致シタルニ依リ後日ノ爲メ覺書各一通保存スルモノナリ。

第一條 賃金ハ爾今壹圓以下ハ一割五分、壹圓五拾錢以下ハ拾五錢、壹圓五拾錢以上ハ拾錢増額ス

右ハ一般常備賃金ニ適用ス

第二條 解雇手當ニ關スル規定ハ勞資双方誠意ヲ以テ後日協議ス

第三條 皆勤賞與ハ皆勤一ヶ月ニ及ブ時ハ日給一日分、二ヶ月ニ及ブ時ハ二日分ヲ支給ス

但シ會社ノ都合ニ依リ早退スル場合ハ皆勤賞ニ何等影響ナシ

第四條 乾燥場請負工賃ハ一本ニ付四厘替トス

第五條 定期昇給ハ一年一回トス

第六條 會社ノ都合ニ依リ休業スル場合ハ前日之ヲ豫告シ休業

財團法人協調會大阪支所